

令和4年4月11日

保護者の皆様へ

尼崎市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る出欠の取扱い
ならびに感染者の濃厚接触者の特定と行動制限について

保護者の皆様におかれましては、平素より本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に対応した出席停止の扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る出欠の取扱いについて」にてお示ししてきたところですが、このたび、文部科学省より「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂が示されたことを踏まえ、出欠の取扱いならびに感染者の濃厚接触者の特定と行動制限に係る対応を以下のとおり一部変更いたします。

つきましては、4月11日以降については別紙記載の基準に基づき、ご対応くださいますようお願いいたします。

1. 出席停止等の取扱いについて

園児児童生徒が、濃厚接触者や行政検査の対象者と同居している場合等について、特段登校を控える必要はありません。（別添1もあわせてご参照ください。）

2. 感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定と行動制限について

学校を含め地域において新型コロナウイルス感染症の発生が確認された場合、保健所等は濃厚接触者の特定や行動制限を含めた積極的疫学調査を実施することが基本となりますが、オミクロン株が感染の主流である間は、同株の特徴を踏まえ、地域の実情に応じ、感染するリスクの高い同一世帯内や、重症化リスクの高い方々が多く入所・入院する施設を対象に集中的に実施することとされています。以上のことから、疫学調査の方針について尼崎市保健所と調整した結果、中学校・高等学校においては、濃厚接触者の特定・行動制限は行わないこととなりました。ただし、クラスター（5人以上陽性者）が疑われる場合には、疫学調査を実施いたします。（別添2もあわせてご参照ください。）

以上
(保健体育課)